

## 猟銃等講習会（初心者講習）開催のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

記

### 1 開催日時・場所

開催日時	開催場所
(1) 令和3年5月16日（日） 午前9時から午後4時30分まで	大仙市協和船岡字大袋1番地7 大仙市協和市民センター 第1研修室
(2) 令和3年7月11日（日） 午前9時から午後4時30分まで	秋田市山王7丁目3番1号 秋田市文化会館 第7会議室
(3) 令和3年8月8日（日） 午前9時から午後4時30分まで	秋田市山王7丁目3番1号 秋田市文化会館 第7会議室
(4) 令和3年9月12日（日） 午前9時から午後4時30分まで	秋田市山王7丁目3番1号 秋田市文化会館 第5会議室
(5) 令和4年3月13日（日） 午前9時から午後4時30分まで	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター 第1研修室

### 2 講習科目及び講習時間数

猟銃、空気銃の所持に関する法令及び取扱いについて5時間実施します。

### 3 受講定員

定員は、上記各開催ごとに30人です。

### 4 受講申込み

#### (1) 受付場所

受付場所は、受講申込者の住所地を管轄する県内の各警察署です。

#### (2) 受付期間・時間

受付期間は、令和3年4月16日（金）から上記開催日の5日前までで、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

#### (3) 必要書類

##### ア 受講申込書 1通

受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページ（メニュー→申請・手続→銃砲・火薬類関係→銃砲・火薬類関係申請・届出様式）からダウンロードもできます。

##### イ 写真 1枚

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で、大きさが縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの。

### 5 講習手数料

6,900円（受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付してください。）

### 6 その他

(1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全課生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3054）又は県内の各警察署生活安全課生活安全係にお問い合わせください。